

## 第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の基本理念
- 4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿
- 5 計画の基本目標
- 6 重点課題
- 7 計画の期間
- 8 計画の性格・位置付け
- 9 計画の体系

## 1 計画改定の趣旨

あきる野市は、平成16年3月に「あきる野男女共同参画プラン」を策定し、「男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別に関わりなく、多様な生き方を自由に選択し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指して、計画的に施策を推進してきました。

しかしながら、政策決定や意思決定過程への女性の参画、子育てや介護問題等への男性の参画など、十分とはいええない状況が見受けられます。また、職場や家庭、地域においては、依然として固定的な性別役割分担意識も根深く残っています。

一方、平成19年7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、新たに配偶者からの暴力の防止に向けた基本計画の策定が、区市町村の努力義務として規定されました。また、同年12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換が求められています。さらに、平成22年12月に、第3次の「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組や強化する取組の方向性が示されました。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな課題に対する市の方向性を示すとともに、施策を総合的・効果的に推進するため、「あきる野男女共同参画プラン」を改定するものです。

## 2 計画の目的

女性も男性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って共同参画し、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的としています。

## 3 計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は、「個人の尊重」、「両性の本質的平等」、「法の下に平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の

権利」であるとしています。また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念の下、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重

全ての人がいかなる差別や偏見も受けず、個人としての多様な生き方が尊重されなければなりません。また、性犯罪や暴力は、人権の侵害であり許されるものではありません。

(2) 社会における制度・習慣を共同参画からの見直しと意識の改革

性別による役割分担意識や女性に対する社会の差別意識は、結果的に女性の自立を妨げてきました。男女が家庭や社会の対等な構成員であることを、男女、特に男性は、強く認識する必要があります。

(3) 男女の職業生活と家庭生活、地域活動の両立

多くの女性は、就業のほかに家事・育児・介護を担い、そのために就業の中断や離職を余儀なくされることもあります。男女が社会のあらゆる分野で対等な協力関係を築くためには、パートナーの協力、企業の柔軟な勤務体制、地域住民の相互扶助、公的な支援等が必要となります。

(4) 政策・方針・決定過程への男女共同参画

女性による新たな視点は、住民にとって住みやすい社会環境や生活環境をもたらし、住民に優しく安全な生活を提供することができます。

(5) 国際化への対応

国際的な観点から各国の人権尊重・男女平等の文化の現状とその歴史的背景を理解して新たな視点を取り込むことは、市内に住む外国人はもとより、市民にとっても住みやすい社会づくりに通じます。

## 4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿

基本理念に基づく、あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

- ① 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会
- ② 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や幼児・児童、高齢者などの社会的弱者に対しての虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会
- ③ 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会
- ④ 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- ⑤ 仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで取り組むことができる社会
- ⑥ 政策や方針決定の場を始め、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会
- ⑦ 高齢者や障がい者、外国人など、支援を必要とする人たちに対する理解を深め、互いに支え合うことができる社会

## 5 計画の基本目標

基本理念に沿って、次の5つの基本目標を設定し、取組を推進します。

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

基本目標Ⅳ 政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標Ⅴ 計画の確実な推進

## 6 重点課題

本計画では、次の3点を重点課題として取り組みます。

### (1) 配偶者からの暴力の防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、個人の尊厳を傷つけるばかりではなく男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このため、本計画の基本目標Ⅰ「人権尊重意識の高揚」の体系中、課題1の「女性に対する暴力の予防と根絶」に掲げる「女性に対する暴力の予防」、「配偶者からの暴力の防止と被害者保護」、「性犯罪撲滅対策の推進」の3つの施策の分野を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の「配偶者暴力対策基本計画」として位置付け、取組を推進していきます。

### (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、充実したものとしていくためには、男女が共に多様な働き方や生き方を選択できる社会を築いていく必要があります。

このため、市民誰もが、各自のライフステージに応じて、いきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進していきます。

### (3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

国は、平成15年6月に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を定め、その達成に向け、女性の参画を拡大する最も効果的な手法の一つである実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を強化していくこととしています。

市においても、これを踏まえ、指導的地位への女性の登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

## 7 計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とします。  
ただし、国内外の情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 8 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、男女共同参画社会の実現のために、市の基本的な考え方を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」に当たります。
- (3) 本計画は、市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させる計画で、あきる野市総合計画の部門計画として策定するものです。
- (4) 本計画の基本目標Ⅰの体系中、課題1に掲げる3つの施策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」とします。
- (5) 事業の担当課は、平成25年3月現在の組織で掲載しています。  
実施区分については、次のように表示しています。

新規：本計画から新たに実施する事業

継続：既に実施しており、今後も引き続き継続する事業

検討：事業化に向けて検討を行っていく事業

## 9 計画の体系

